

令和元年

第1回市議会臨時会 議案第9号

専決処分の報告について

函館市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

令和元年5月21日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第8条の3第4項中「第15条第32項第1号イ」を「第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「第15条第32項第1号ロ」を「第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「第15条第32項第1号ハ」を「第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「第15条第32項第1号ニ」を「第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「第15条第32項第1号ホ」を「第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「第15条第32項第2号イ」を「第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「第15条第32項第2号ロ」を「第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「第15条第32項第3号イ」を「第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「第15条第32項第3号ロ」を「第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「第15条第32項第3号ハ」を「第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「第15条第37項」を「第

第15条第38項」に改め、同条第15項中「第15条第39項」を「第15条第40項」に改め、同条第16項中「第15条第43項」を「第15条第44項」に改め、同条第17項中「第15条第44項」を「第15条第45項」に改め、同条第18項中「第15条第46項」を「第15条第47項」に改める。

附則第8条の4第2項各号列記以外の部分中「第12条第17項」を「第12条第19項」に改め、同条第3項第4号中「第12条第21項」を「第12条第23項」に改め、同項第6号中「第12条第22項」を「第12条第24項」に改め、同条第4項第5号および第6項第5号中「第12条第29項」を「第12条第31項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第12条第17項」を「第12条第19項」に改める。

附則第8条の5第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「氏名)」を「氏名または名称)」に改める。

附則第14条の2第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第30条第6項第1号および第2号」を「第30条第2項第1号および第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

| | | |
|---------|---------|--------|
| 第2号ア（イ） | 3,900円 | 1,000円 |
| 第2号ア（ウ） | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |

| | | |
|--|--------|--------|
| | 5,000円 | 1,300円 |
|--|--------|--------|

附則第14条の2第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第30条第7項第1号および第2号」を「第30条第3項第1号および第2号」に改め、「以上の軽自動車」の後ろに「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

| | | |
|---------|---------|--------|
| 第2号ア（イ） | 3,900円 | 2,000円 |
| 第2号ア（ウ） | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

附則第14条の2第6項を同条第3項とし、同条第7項中「第30条第8項第1号および第2号」を「第30条第4項第1号および第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

| | | |
|---------|---------|--------|
| 第2号ア（イ） | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ア（ウ） | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

附則第14条の2第7項を同条第4項とする。

附則第15条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民

税について適用し，平成30年度分までの個人の市民税については，
なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は，平成31年度分の
軽自動車税について適用し，平成30年度分までの軽自動車税につい
ては，なお従前の例による。